

掛川市条例第5号

掛川市消防長及び消防署長の資格を定める条例をここに公布する。

平成26年3月26日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項の条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市の消防職員として消防事務に従事した者のうち、市の消防署長の職又は掛川市消防本部における消防署長の職と同等以上の職に1年以上あったものであること。
- (2) 消防団員として消防事務に従事した者のうち、消防団長の職に2年以上あったものであること。
- (3) 市の行政事務に従事した者のうち、市長の直近下位の内部組織の長の職その他これと同等以上の職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項の条例で定める消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市の消防吏員として消防事務に従事した者のうち、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 消防司令以上の階級に1年（市長が別に定める教育訓練を消防大学校（総務省組織令（平成12年政令第246号）第152条に規定する消防大学校をいう。以下同じ。）において受けた者にあつては、1年から当該教育訓練の課程に応じ、市長が定める期間を控除した期間）以上あった者
  - イ 消防司令補以上の階級に3年（市長が別に定める教育訓練を消防大学校において受けた者にあつては、3年から当該教育訓練の課程に応じ、市長が定める期間を控除した期間）以上あった者（アに該当する者を除く。）
- (2) 消防団員として消防事務に従事した者のうち、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 消防団副団長の職に3年以上あった者
  - イ 市長が別に定める教育訓練を消防大学校において受けた者

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。